

平成 28 年 2 月 19 日 提出

平成 28 年安曇野市議会

3 月 定 例 会 議 案

安曇野市

報告第1号

債権放棄の報告について（厚生住宅使用料に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条の規定により、厚生住宅使用料に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 厚生住宅使用料

2 債権を放棄した日 平成 28 年 2 月 9 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 57 年度	3	9,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 58 年度	12	36,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 59 年度	10	30,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 60 年度	12	36,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 61 年度	12	36,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 62 年度	12	36,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 63 年度	12	36,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 元年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 2 年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 3 年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 4 年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 5 年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 6 年度	24	72,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 7 年度	14	42,000	

条例第6条第1項 第1号に該当	平成 8年度	17	49,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 10年度	21	63,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 11年度	24	72,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 12年度	24	72,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 13年度	24	72,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 14年度	24	72,000	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 15年度	4	12,000	
合 計		369	1,105,000	

4 時効の根拠及び時効期間

民法第169条（定期給付債権の短期消滅時効）に基づき5年

報告第2号

債権放棄の報告について（市営住宅使用料に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条の規定により、市営住宅使用料に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 市営住宅使用料

2 債権を放棄した日 平成 28 年 2 月 9 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	昭和 63 年度	10	54,000	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 11 年度	4	17,600	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 17 年度	4	47,200	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 18 年度	3	47,800	
合 計		21	166,600	

4 時効の根拠及び時効期間

民法第 169 条（定期給付債権の短期消滅時効）に基づき 5 年

報告第3号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年度安曇野市条例第10号）第6条の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 水道料金債権

2 債権を放棄した日 平成 28 年 2 月 9 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 10 年度	40	257, 288	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 11 年度	220	1, 561, 797	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 12 年度	204	1, 567, 116	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 13 年度	266	2, 363, 020	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 14 年度	353	2, 769, 406	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 15 年度	329	3, 057, 534	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 16 年度	313	2, 658, 932	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 17 年度	381	3, 078, 719	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 18 年度	322	2, 030, 854	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 19 年度	249	1, 052, 290	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 20 年度	221	2, 321, 944	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 21 年度	217	1, 022, 260	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 22 年度	184	736, 594	

放棄した事由	発生年度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 23 年度	181	853,695	
条例第 6 条第 1 項 第 1 号に該当	平成 24 年度	71	244,520	
条例第 6 条第 1 項 第 3 号に該当	平成 25 年度	3	29,800	
条例第 6 条第 1 項 第 3 号に該当	平成 26 年度	3	114,575	
合 計		3,557	25,720,344	

4 時効の根拠及び時効期間

民法第 173 条第 1 項（2 年の短期消滅時効）に基づき 2 年

議案第 1 号

安曇野市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第 2 条 法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第78条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の手数料の額は、安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）第 2 条第 1 項に定めるところによる。

2 前項に規定する手数料は、現金で納付しなければならない。

(機関の名称)

第 3 条 法第81条第 1 項に規定する機関の名称は、安曇野市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(会議の非公開)

第8条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(安曇野市情報公開条例の一部改正)

3 安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び」を「、」に改め、「固定資産評価審査委員会」の次に「及び公営企業管理者」を加える。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「対する決定」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、同条各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）」を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を容認し、当該審査請求」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項に読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加える。

第20条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第6項及び第24条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条の見出し中「意見書」の次に「等」を加え、同条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第26条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第1項を次のように改める。

審査会は、前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第26条に次の2項を加える。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第28条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（安曇野市個人情報保護条例の一部改正）

- 4 安曇野市個人情報保護条例（平成18年安曇野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び」を「、」に改め、「固定資産評価審査委員会」の次に「及び公営企業管理者」を加える。

第24条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、同条各号列記以外の部分及び第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る開示等の請求に対する決定（開示請求に係る）」を加える。

る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を容認し、当該審査請求」に改める。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「					を
情報公開・個人情報保護審査会委員			6,700	3,500	
「					に改める。
情報公開・個人情報保護審査会委員			6,700	3,500	
行政不服審査会委員			6,700	3,500	
」					

（安曇野市手数料条例の一部改正）

- 6 安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によるその事務について徴収する手数料」を加える。

第5条第1項ただし書中「市長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。次項及び第6条において同じ。）」を加える。

別表中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

- 12 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		金額
法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒	1面につき 10円
	カラー	1面につき 20円

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 2 号

安曇野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

安曇野市固定資産評価審査委員会条例（平成17年安曇野市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「所在地」を「居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「法人その他の社団」を「、法人その他の社団」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

（1） 主文

（2） 事案の概要

（3） 審査申出人及び市長の主張の要旨

（4） 理由

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（手数料の額等）

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、安曇野市手数

料条例（平成17年安曇野市条例第85号）第2条第1項に定めるところによる。

- 2 前項に規定する手数料は、現金で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第11条 安曇野市手数料条例第6条の規定にかかわらず委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 3 号

安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同項第5号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第4号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 職員の退職管理の状況

第2条第2項第3号中「分限処分」を「分限」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号中「給与、」を削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の休業に関する状況

第2条第2項第1号の次に次の2号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

（3） 職員の給与の状況

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成28年度以後における業務の状況に係る報告から適用し、平成27年度までの報告については、なお従前の例による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 4 号

安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年安曇野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勤務成績の評定その他の実証に基づいて」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 5 号

安曇野市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、この条例の施行の日以後に営利企業等の地位に就いた者について適用する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 6 号

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項各号、第5条の3第1項及び第2項並びに第5条の4第2項及び第3項中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 7 号

安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書及び第 7 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書及び第 7 条第 2 項中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 8 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第34条第 1 項第 1 号中「額に、」の次に「6 月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を加える。

附則第15項中「の勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100分の1.425）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」を、「、勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900

28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		

64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			

	99		295,300	343,300					
	100		295,700	343,600					
	101		295,900	343,900					
	102		296,200	344,300					
	103		296,600	344,700					
	104		296,900	345,100					
	105		297,100	345,600					
	106		297,400	346,000					
	107		297,800	346,400					
	108		298,100	346,800					
	109		298,300	347,300					
	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条第1項中「級別職務分類表は、市長が定める」を「標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる」に改め、同条第2項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第34条第1項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員

にあつては100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)」を「100分の37.5(特定幹部職員にあつては、100分の47.5)」に改める。

附則第15項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125(特定幹部職員にあつては、100分の1.425)、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定幹部職員にあつては、100分の1.575)」を「100分の1.2(特定幹部職員にあつては、100分の1.5)」に、「、6月に支給する場合においては100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」を「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第6条関係)

安曇野市の等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事又は技師の職務 定型的な業務を行う職務
2 級	主任の職務 比較的専門の知識経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主査の職務 専門的な知識経験を必要とする業務を行う職務
4 級	係長又は室長の職務 副主幹の職務
5 級	課長補佐の職務 主幹の職務
6 級	課長の職務 副参事の職務
7 級	部長の職務 参事の職務
8 級	特に重要な業務を行う部長の職務

(安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年安曇野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第30号。以下「平成27年条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与（平成27年条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 9 号

安曇野市防災行政無線施設条例を廃止する条例

安曇野市防災行政無線施設条例（平成 17 年安曇野市条例第 215 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第10号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあって

		は、0.81)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下こ	0.88

	の表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 障害厚生年金等	0.83
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 遺族厚生年金等	0.84
	(2) 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧	0.88

	農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害

		に係る傷病補償年金 にあつては、0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係る)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80

ものを除く。)	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第26条の規定は、平成28年4月1日以後になされた損害補償の実施について適用し、同日前になされた損害補償の実施については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第5条の規定は、公布の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 11 号

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成 17 年安曇野市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予する期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第 9 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- （2） 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- （3） 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- （4） 当該猶予を受けようとする期間

- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。
- 7 法第 15 条の 2 第 8 項（法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、20 日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）
- 第 10 条 法第 15 条の 5 第 2 項において準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第 6 条の 9 の 3 第 1 項第 1 号に掲げる額から同項第 2 号に掲げる額を控除した残額を

限度とする。)をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項
(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 13 条から第 17 条まで 削除

第 18 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 23 条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 51 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称））

第 62 条の次に次の 1 条を加える。

（不均一課税による固定資産税の税率）

第 62 条の 2 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域内において、同法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する事業に係る地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得（同省令第 1 条に規定する公示日以後の取得に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなった年度以後 3 年度分に限り、前条の規定にかかわらず、同条に定める率に 100 分の 5 を乗じて得た率とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、不均一課税を受けようとする年度の賦課期日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請事項に変更のあった場合もまた同様とする。

- (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地の所在、地番、地目、地積及びその用途
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及びその用途
- (4) 償却資産の所在、資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価格及び耐用年数

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては住所及び氏名又は名称）

第 149 条第 1 号中「及び個人番号」の次に「（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第51条第2項第1号の改正規定、第62条の次に1条を加える改正規定並びに第139条の3第2項第1号及び第149条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 改正後の第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 改正後の第10条及び第12条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 改正後の第11条及び第12条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（市民税及び特別土地保有税の減免に関する経過措置）

第3条 改正後の第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される市民税又は特別土地保有税の減免について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第12号

安曇野市消費生活センター条例

(設置)

第1条 市民の消費生活に関する相談を適正かつ効率的に処理し、市民生活の安定及び向上を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、安曇野市消費生活センター（以下「センター」という。）を、安曇野市豊科6000番地に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び市民に対し提供すること。
- (4) 県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(組織)

第5条 センターに、所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 前条の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）でなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 センターは、第2条の業務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する安全管理措置は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第13号

安曇野市障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

安曇野市障害者就労支援センター条例（平成20年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第10条を第12条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（損害賠償）

第11条 故意又は過失によりセンターの施設、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

第8条第2号中「及び」を「、設備又は」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「利用者」の次に「等」を加え、同条第1項第1号中「第4条第1号」を「第3条」に改め、同条第2項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」の次に「（平成24年長野県条例第60号）」を、「利用者負担額」の次に「又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）」に規定する通所利用者負担額」を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業又は同法第77条第1項第3号若しくは第9号に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「及び附属設備」を「、設備及び備品」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第3条 センターの行う事業は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分	事業
豊科たんぽぽ	1 法第5条第14項の就労継続支援に関する事業 2 法第77条第1項第3号の規定にする障害者等の相談、情報提供若しくは助言又は援助に関する事業（以下「障害者相談支援事業」という。）
穂高わたぼうし	1 法第77条第1項第9号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。） 2 障害者相談支援事業 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項の放課後等デイサービスに関する事業
三郷すみれの郷	1 地域活動支援センター事業 2 障害者相談支援事業
堀金かえでの家	1 法第5条第14項の就労継続支援に関する事業 2 障害者相談支援事業
明科ふきぼこの家	1 地域活動支援センター事業 2 障害者相談支援事業

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 14 号

安曇野市障害者住宅整備資金貸付金に係る経過措置に関する条例を廃止する条例
安曇野市障害者住宅整備資金貸付金に係る経過措置に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 114 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 15 号

安曇野市三郷トマト栽培施設条例を廃止する条例

安曇野市三郷トマト栽培施設条例（平成 17 年安曇野市条例第 186 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 16 号

安曇野市明科農産加工施設条例を廃止する条例

安曇野市明科農産加工施設条例（平成 18 年安曇野市条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第17号

安曇野市観光宿泊施設条例の一部を改正する条例

安曇野市観光宿泊施設条例（平成26年安曇野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

宿泊	1泊2食付き	1人1泊	8,000円	午後3時から
	素泊まり		6,000円	翌日午前10時まで

」を

「

宿泊	素泊まり	1人1泊	6,000円	午後3時から 翌日午前10時まで
----	------	------	--------	---------------------

」に改める。

別表第 2 中

「

宿 泊	1泊2食 付き		中学生以上	1人	9,000円	午後4時30分から 翌日午前9時まで
			小学生以下		7,000円	
	素泊まり		中学生以上	1泊	7,000円	
			小学生以下		5,000円	
休 憩	個 室	6畳間（定員3人）		1室	6,000円	午前10時から 午後3時まで
		8畳間（定員4人）			8,000円	
		10畳間（定員5人）		1日	10,000円	
	広 間	中学生以上		1人	2,000円	午前10時から 午後9時まで
		小学生以下		1日	700円	
入 浴	中学生以上		1人	700円	午前9時30分から	
	小学生以下		1日	400円	午後9時まで	

」を

「

入 浴	中学生以上		1人	700円	午前9時30分から 午後9時まで
	小学生以下		1日	400円	

」に改め、

同表備考を削る。

別表第 3 中

「

宿 泊	1 泊 2 食 付き	中学生以上	1 人	10,000円	午後 3 時から 翌日午前 9 時30分まで
		小学生以下		9,000円	
	素泊まり	中学生以上	1 泊	7,000円	
		小学生以下		6,000円	

」を

「

宿 泊	素泊まり	中学生以上	1 人	7,000円	午後 3 時から
		小学生以下	1 泊	6,000円	翌日午前 9 時30分まで

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市観光宿泊施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の観光宿泊施設の利用から適用し、施行日前から施行日にかけて当該施設に宿泊する者の当該宿泊に係る利用料金及び施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第18号

安曇野市山岳環境整備基金条例

(設置)

第1条 安曇野市の山岳（里山を含む。以下同じ。）へ訪れる登山者等が快適かつ安全に山岳を楽しむことができる受入環境の充実のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、安曇野市山岳環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達するための山岳における登山者等の利用に供する施設等の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第19号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第20号

安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築物その他」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物その他の土地に定着する」に改める。

第17条中「規則」を「あって、規則」に改める。

第18条第1項中「に係る工事」を削り、同条第2項後段を削り、同条第3項中「規則で定めるところにより、」を削る。

第19条中「の翌日」を削り、「7日」を「8日」に改める。

第20条第2項第1号中「受けた開発事業」の次に「及び戸建住宅を建築する開発事業であって、宅地分譲を伴わないもの」を加え、同項第2号中「第1項」を「前項」に、「あっては」を「おいては」に改め、同条第3項中「、開催した日の翌日から起算して14日以内に、」を「、速やかに」に改め、同条第4項中「を受理したとき」を「の提出があったとき」に、「当該報告書」を「速やかに当該報告書」に改め、「受理した日の翌日から起算して14日間、」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その縦覧期間はその縦覧を開始した日の翌日から起算して14日間とする。

第20条第5項中「を受理」を「の縦覧を開始」に改める。

第23条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「設置後、」を「を設置した日の翌日から起算して」に改め、同条第2号中「満了後、」を「が満了した日の翌日から起算して」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第21条第2項の規定により市長が当該開発事業について安曇野市土地利用審議会に意見を聴く場合にあっては、当該意見を聴いた日以後であること。

第23条第3号中「平成22年安曇野市条例第30号」を「平成22年安曇野市条例第29号」に改める。

第24条第1項中「法令」の次に「の規定」を、「かつ、」の次に「条例、規則その他」を加え、「（環境の保全、公害の防止、文化財の保護、公共施設の整備等に関する基準）として規則で定める事項」を削り、同条に次の1項を加える。

4 開発事業者は、事業承認証の交付を受ける前に、当該開発事業に係る申請を取り下げるときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第25条第3項中「14日間、」の次に「承認した事業の概要を」を加える。

第26条第1項ただし書中「変更」の次に「及び安曇野市景観条例に基づく変更」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第27条第1項中「に関する工事を施工する権限」を「を行う権原」に改める。

第28条の見出し中「工事」を「開発事業」に改める。

第29条の見出し中「工事」を「開発事業」に改め、同条中「に係る工事」を削り、「した」を「する」に、「速やかに」を「規則で定めるところにより」に改める。

第30条の見出し中「工事」を「開発事業」に改め、同条第1項中「、工事」を「、開発事業」に、「工事に」を「開発事業に」に改め、同条第2項中「当該工事」を「当該開発事業」に改める。

第31条の見出し中「工事」を「開発事業」に改め、同条第1項中「に係る工事」を削る。

第32条の見出し中「工事」を「開発事業」に改め、同条中「に係る工事」を削る。

第33条の見出し中「の工事」を削る。

第34条第1項中「以降」を「の後」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前2項」に改め、「検査済証の交付前に」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発事業に係る土地又は建築物等の一部の使用又は収益を開始する合理的な理由がある場合において、開発事業者が規則で定めるところにより、その旨を申請し、市長が土地利用上支障がないと認めて承認したときは、当該承認を受けた部分の土地又は建築物等の使用又は収益を開始することができる。

第35条第2項及び第3項並びに第37条第1項中「に係る工事」を削る。

第39条第1項中「規則で定めるところにより、」を削る。

第41条第3項中「報告書を受理した」を「報告書の提出があった」に、「、受理」を「、速やかに当該報告書の写しを公衆の縦覧に供し、その縦覧を開始」に改め、同条第4項中「報告書を受理した日」を「報告書の写しの縦覧を開始した日」に改める。

第42条第2項中「を受理した」を「の提出があった」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の意見書は、まちづくりの目標像及び基本方針を踏まえ、かつ、当該開発事業に関わるものでなければならない。

第43条第1項中「当該意見書」の次に「のうち当該開発事業に関わる内容」を加え、同条第2項中「を受理したとき」を「の提出があったとき」に改め、「旨を」の次に「、」を加え、「見解書を受理した日」を「公衆の縦覧に供し、その縦覧を開始した日」に改める。

第45条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号及び第2号中「満了後」を「が満了した日の翌日から起算して」に改め、同条第2項中「当該申請を受理した」を「その告示の」に改める。

第46条中「踏まえた」を「踏まえ、かつ、当該開発事業に関わる」に改める。

第47条第1項中「満了後、」を「が満了した日の翌日から起算して」に、「特別開発事業」を「特定開発事業」に改める。

第48条第1項中「は、事業認定」の次に「を」を加える。

第50条中「規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により事業認定に基づく地位を承継したものは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第51条第4項本文中「委員」の前に「審議会の」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第55条第1号中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改める。

第57条第3号中「第26条第4項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市の適正な土地利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後提出される開発事業に適用し、施行日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第21号

安曇野市学校給食センター条例の一部を改正する条例

安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」の次に「及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条」を加え、「学校給食センター」を「安曇野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）」に改める。

第2条の表中

「

安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室	安曇野市穂高6802番地

」を

「

安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
----------------	--------------

」に改める。

第4条の見出し中「学校給食センター」を削り、同条第1項中「教育委員会の附属機関として」を「学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため」に改め、同条第4項中「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

第5条中「規則」を「条例」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第5条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第22号

安曇野市人権教育集会所条例の一部を改正する条例
安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地 1
安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地 1

」を

「

安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地 1
---------------	------------------

」に

改める。

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第23号

安曇野市青少年育成基金条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成及び人材育成事業のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、安曇野市青少年育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する事業に要する経費の財源として活用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(安曇野市人材育成基金条例及び安曇野市青少年健全育成基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安曇野市人材育成基金条例（平成17年安曇野市条例第56号）

(2) 安曇野市青少年健全育成基金条例（平成17年安曇野市条例第59号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の安曇野市人材育成基金条例及び安曇野市青少年健全育成基金条例の規定により設置されていた基金に属する現金及び有価

証券は、この条例の施行の日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

平成28年 2 月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第24号

安曇野市公式スポーツ施設整備基金条例

(設置)

第1条 安曇野市公式スポーツ施設整備計画に掲げる施設の整備のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、安曇野市公式スポーツ施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 25 号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 29 条とし、第 22 条の次に次の 6 条を加える。

（選定委員会の設置）

第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（選定委員会の所掌事務）

第24条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

（１） 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）の選定及び評価に関すること。

（２） 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

（選定委員会の組織）

第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（選定委員会の役員）

第26条 選定委員会に、委員の互選による会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第27条 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第28条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

- 2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「

博物館協議会委員			6,700	3,500
----------	--	--	-------	-------

」を

「

博物館協議会委員			6,700	3,500
美術資料等選定委員会委員			6,700	3,500

」

に改める。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘